

○財務省告示第二百三十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十一年六月十二日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月七日  
財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号  
利付国庫債券（三十年）（第三十  
回）  
二 発行の根拠  
法律及びその  
法律第二十三年法律第七十五号。  
三 振替法の適  
用等  
四 発行方法

社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした  
後に行われる入札であって、財  
務大臣が各国債市場特別参加者

|   |                               |  |
|---|-------------------------------|--|
| 五 | 募入決定の<br>方法                   | ごとに応募限度額を定めるもの<br>による発行（以下「国債市場特<br>別参加者・第Ⅱ非価格競争入札<br>発行」という。） |
| イ | 価格競争<br>入札発行                  | 各申込みのうち応募価格の高い<br>ものからその応募額を順次割り<br>当てる。                       |
| ロ | 国債市場<br>特別参加者・第Ⅰ<br>非価格競争入札発行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募<br>限度額の範囲内において各申<br>込みの応募額を割り当てる。              |
| 六 | 発行額                           |  |
| イ | 価格競争<br>入札発行                  | 財政法第四条第一項の規定に基<br>づき発行した利付国債につい<br>て、額面金額で四千六百億円               |
| ロ | 国債市場<br>特別参加者・第Ⅰ<br>非価格競争入札発行 | 財政法第四条第一項の規定に基<br>づき発行した利付国債につい<br>て、額面金額で三百八十八億円              |
| ハ | 国債市場<br>特別参加                  | 特別会計に関する法律第四十六<br>条第一項の規定に基づき発行し                               |

|    |       |      |      |      |      |        |          |
|----|-------|------|------|------|------|--------|----------|
| 七  | 払込金額  | 行入札発 | 争入札発 | 非価格競 | 者・第Ⅱ | た利付国債に | ついて、額面金額 |
|    |       |      |      |      |      | で八十五億  | 円        |
| イ  | 価格競争  | 入札発行 |      |      |      | 四十六億   | 二千八百八十   |
|    |       |      |      |      |      | 万      | 円        |
| ロ  | 国債市場  | 特別参加 |      |      |      | 三百九十億  | 四千五百六十   |
|    |       |      |      |      |      | 万      | 円        |
|    |       | 者・第Ⅰ | 争入札発 | 非価格競 |      |        |          |
|    |       |      |      |      |      |        |          |
| ハ  | 国債市場  | 特別参加 |      |      |      | 八十五億   | 五千二百七十   |
|    |       |      |      |      |      | 万      | 円        |
|    |       | 者・第Ⅱ | 争入札発 | 非価格競 |      |        |          |
|    |       |      |      |      |      |        |          |
| 八  | 最低額面金 | 行    |      |      |      | 五      | 万円       |
| 九  | 振替単位  |      |      |      |      | 振替法の規  | 定による振替   |
|    |       |      |      |      |      | 口の座簿   |          |
|    |       |      |      |      |      | の記載又は  | 記録は、最低   |
|    |       |      |      |      |      | 額の整数倍  | の金額による   |
|    |       |      |      |      |      | ものとして  |          |
|    |       |      |      |      |      | する。    |          |
| 十  | 発行日   |      |      |      |      | 平成二十一  | 年六月十二日   |
| 十一 | 発行価格  |      |      |      |      |        |          |
| イ  | 価格競争  | 額面金額 |      |      |      | 百円につき  | 百円五十銭    |
|    |       |      |      |      |      |        |          |
|    | 入札発行  | 以上のそ |      |      |      | れぞれの   | 応募価格     |
|    |       |      |      |      |      |        |          |
| ロ  | 国債市場  | 額面金額 |      |      |      | 百円につき  | 百円六十二    |
|    |       |      |      |      |      |        |          |
|    | 特別参加  | 銭    |      |      |      |        |          |
|    |       |      |      |      |      |        |          |
|    | 者・第Ⅰ  |      |      |      |      |        |          |
|    |       |      |      |      |      |        |          |

(一) 年二・三パーセント

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{84}{365}$$

(二) 発行時において、そのに係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

- 十四 初期利子 平成二十一年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。
- $$\frac{\text{額面金額} \times 2.3}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 十五 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
- 十六 償還期限 平成五十一年三月二十日
- 十七 償還金額 額面金額百円につき百円
- 十八 元利金支払場所 日本銀行
- 十九 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 二十 払込期日 平成二十一年六月十二日